

# 鳥取縣公報

縣令

### 鳥取縣令第三十七號

明治三十八年二月鳥取縣令第四號牛籍規則左ノ通り改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條第一項ノ次ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ賣買交換シタルトキハ家畜市場ヲ經由セシコトヲ證スル

書類ヲ提示スベシ

牛籍簿書式左ノ通り改ム

|               |     |       |       |
|---------------|-----|-------|-------|
| 名 號           | 種 類 | 所 有 者 | 管 理 者 |
|               |     | 郡市    | 郡市    |
| 號 登 録 記 號 第 號 | 種 性 | 村大字   | 村大字   |
|               |     | 氏 名   | 氏 名   |
|               |     | 牝     | (牡)   |

昭和十七年四月二十四日  
第千三百二十七號

金 曜 日

本書ノサハ國定規格A5判

### 鳥取縣令第三十八號

鳥取縣甘藷苗配給統制規則左ノ通定ム

昭和十七年四月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

甘藷苗配給統制規則

第一條 本縣内ニ生産スル甘藷苗ノ配給統制ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 甘藷苗ハ生産者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ斡旋ニ依ルニ非ザレバ之ヲ賣買スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依

| 番號第 |                     | 生年月日    |
|-----|---------------------|---------|
| 要 摘 | 血 統                 | 年 月 日 生 |
|     | 母 父                 |         |
|     | 種 種                 |         |
|     | 號(本豫補第 號) 號(本豫補第 號) |         |

00264

リ知事ノ承認ヲ受ケタルモノ又ハ同一市町村内ニ於テハ此ノ限ニアラズ

第三條 知事ハ甘藷苗ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ縣農會ニ對シ其ノ配給ニ關シ必要ナル統制ヲナスベキコトヲ命ズルコトアルベシ

縣農會前項ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ命令ニ基キ甘藷苗ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷配給ニ關シ必要ナル計畫ヲ定メ知事ノ承認ヲ受ケベシ

第四條 縣農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ郡市農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ

第五條 市農會又ハ町村農會ハ各々ノ上級農會指示ニ從ヒ必要ナル計畫ヲ定メ其ノ統制ニ關シ生産者ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ

生産者前項ノ指示ニ從フベシ

第六條 知事甘藷苗配給統制上必要アリト認ムルトキハ生産者、出荷者若ハ其ノ組織スル團體ニ對シ甘藷苗ノ出荷先、出荷數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違背シタル者

二 第六條ノ規定ニ基ク命令ニ違背シタル者

### 告示

#### 鳥取縣告示第二十九號

價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ左ノ通時計修繕料ヲ認可シ同條第三項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者モ構成員ト看做ス

昭和十七年四月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノ、名稱及地區
- (イ) 名 稱 鳥取縣時計商工組合聯合會
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格
- 時計ノ販賣並修理ヲ業ト爲ス者
- 三 統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタル額及其ノ實施ノ日
- (イ) 額 別記ノ通
- (ロ) 實施ノ日 昭和十七年四月二十四日
- 四 認可ニ附シタル條件

00265

(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

| 號番 | 腕、提時計         | 金額    | 備考        |
|----|---------------|-------|-----------|
| 1  | 國產 入型以上       | 一、一〇  | 十五石以上二十錢上 |
| 2  | 同 五型以上七型迄     | 一、五〇  |           |
| 3  | 同 高級補正切天府     | 二、〇〇  |           |
| 4  | 同 鐵道時計        | 一、五〇  | 十五石以上五十錢上 |
| 5  | 同 舶來 入型以上並級   | 一、二〇  | 二十錢上      |
| 6  | 同 同 中 同       | 一、五〇  | 同         |
| 7  | 同 同 上 同       | 二、〇〇  | 五十錢上      |
| 8  | 同 同 高 同       | 三、〇〇  | 十九石以上     |
| 9  | 同 同 特殊高 同     | 六、〇〇  |           |
| 10 | 同 同 五型以上七型迄並同 | 一、六〇  |           |
| 11 | 同 同 中 同       | 二、三〇  |           |
| 12 | 同 同 上 同       | 二、六〇  |           |
| 13 | 同 同 高 同       | 三、〇〇  |           |
| 14 | 同 同 四型以下並 同   | 二、三〇  |           |
| 15 | 同 同 中 同       | 二、六〇  |           |
| 16 | 同 同           | 三、〇〇  |           |
| 17 | 同 同           | 三、五〇  |           |
| 18 | 同 同           | 二、五〇  |           |
| 19 | 同 同           | 四、五〇  |           |
| 20 | 同 同           | 一三、〇〇 |           |
| 21 | 同 同           | 四、〇〇  |           |
| 22 | 同 同           | 一、〇〇  |           |
| 23 | 同 同           | 一三、〇〇 |           |
| 24 | 同 同           | 一、〇〇  |           |
| 25 | 同 同           | 二、〇〇  |           |
| 26 | 同 同           | 一、五〇  |           |
| 27 | 同 同           | 二、〇〇  |           |
| 28 | 同 同           | 一、五〇  |           |
| 29 | 同 同           | 二、〇〇  |           |
| 30 | 同 同           | 八〇    |           |
| 31 | 同 同           | 一、〇〇  |           |
| 32 | 同 同           | 一、五〇  |           |
| 33 | 同 同           | 一、〇〇  |           |
| 34 | 同 同           | 一、五〇  |           |

|    |   |                         |                 |
|----|---|-------------------------|-----------------|
| 35 | 同 | フランス枕                   | 二、〇〇            |
| 36 | 同 | 時打及目覺附                  | 三、〇〇            |
| 37 | 同 | 置時計出グンギ寶石入              | 三、〇〇            |
| 38 | 同 | 掛置分銅引(五尺内外)             | 三、五〇            |
| 39 | 同 | ウエストミンスタールコ<br>ング打フランス式 | 四、〇〇            |
| 40 | 同 | 四ヶ所打掛時計                 | 五、〇〇            |
| 41 | 同 | 電氣時計三十秒式親<br>時計         | 二二、〇〇           |
| 42 | 同 | 全舞取替                    | 但シ全舞ツギハ半<br>額トス |
| 43 | 同 | 國産 入型以上腕及提              | 一、二〇            |
| 44 | 同 | 高級及五型                   | 一、七〇            |
| 45 | 同 | 鐵道時計                    | 二、五〇            |
| 46 | 同 | ナルダン型                   | 二、五〇            |
| 47 | 同 | 入型以上腕及提並級               | 一、二〇            |
| 48 | 同 | 同                       | 一、五〇            |
| 49 | 同 | 同                       | 二、〇〇            |
| 50 | 同 | 同                       | 三、〇〇            |
| 51 | 同 | 七型以下                    | 八、〇〇            |
| 52 | 同 | 並同                      | 一、五〇            |
| 53 | 同 | 同                       | 一、八〇            |
| 54 | 同 | 同                       | 二、三〇            |
| 55 | 同 | 同                       | 同               |
| 56 | 同 | 特殊高同                    | 同               |
| 57 | 同 | 同                       | 同               |
| 58 | 同 | 同                       | 同               |
| 59 | 同 | 同                       | 同               |
| 60 | 同 | 同                       | 同               |
| 61 | 同 | 同                       | 同               |
| 62 | 同 | 同                       | 同               |
| 63 | 同 | 同                       | 同               |
| 64 | 同 | 同                       | 同               |
| 65 | 同 | 同                       | 同               |
| 66 | 同 | 同                       | 同               |
| 67 | 同 | 同                       | 同               |
| 68 | 同 | 同                       | 同               |
| 69 | 同 | 同                       | 同               |
| 70 | 同 | 同                       | 同               |
| 71 | 同 | 同                       | 同               |
| 72 | 同 | 同                       | 同               |

鳥取縣公報 第千三百二十七號 昭和十七年四月二十四日 (第三種郵便物認可)

|     |   |         |      |
|-----|---|---------|------|
| 73  | 同 | 入型以上腕、提 | 一、五〇 |
| 74  | 同 | 五型一七型   | 二、五〇 |
| 75  | 同 | 鐵道時計    | 三、〇〇 |
| 76  | 同 | 舶來 入型以上 | 一、五〇 |
| 77  | 同 | 並級      | 一、五〇 |
| 78  | 同 | 同       | 二、〇〇 |
| 79  | 同 | 同       | 二、五〇 |
| 80  | 同 | 同       | 四、〇〇 |
| 81  | 同 | 同       | 四、〇〇 |
| 82  | 同 | 同       | 七、〇〇 |
| 83  | 同 | 七型以下    | 二、〇〇 |
| 84  | 同 | 並同      | 二、五〇 |
| 85  | 同 | 同       | 二、五〇 |
| 86  | 同 | 同       | 三、〇〇 |
| 87  | 同 | 同       | 三、〇〇 |
| 88  | 同 | 同       | 四、五〇 |
| 89  | 同 | 同       | 四、五〇 |
| 90  | 同 | 同       | 三、五〇 |
| 91  | 同 | 同       | 一、〇〇 |
| 92  | 同 | 同       | 一、五〇 |
| 93  | 同 | 同       | 同    |
| 94  | 同 | 同       | 同    |
| 95  | 同 | 同       | 同    |
| 96  | 同 | 同       | 同    |
| 97  | 同 | 同       | 同    |
| 98  | 同 | 同       | 同    |
| 99  | 同 | 同       | 同    |
| 100 | 同 | 同       | 同    |
| 101 | 同 | 同       | 同    |
| 102 | 同 | 同       | 同    |
| 103 | 同 | 同       | 同    |
| 104 | 同 | 同       | 同    |
| 105 | 同 | 同       | 同    |
| 106 | 同 | 同       | 同    |
| 107 | 同 | 同       | 同    |
| 108 | 同 | 同       | 同    |
| 109 | 同 | 同       | 同    |

鳥取縣公報 第千三百二十七號 昭和十七年四月二十四日 (第三種郵便物認可)



00271

|              |                    |            |                |            |      |      |                |     |     |     |     |           |             |                     |             |
|--------------|--------------------|------------|----------------|------------|------|------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----------|-------------|---------------------|-------------|
| 230          | 229                | 228        | 227            | 226        | 225  | 224  | 223            | 222 | 221 | 220 | 219 | 218       | 217         | 216                 | 215         |
| 國產<br>押鳥ネジ別作 | 國產<br>押鳥ネジ<br>段付ネジ | 國產<br>押鳥ネジ | 國產<br>卷車用大頭磨ネジ | 側又ハ機械用頭磨ネジ | 極小ネジ | ネジ取替 | 同              | 同   | 同   | 舶來  | 同   | 國產<br>腕、提 | 押<br>取<br>替 | 真<br>押<br>〜<br>特殊作リ | 掛置時計巻止<br>刻 |
| 一、〇〇         | 八〇                 | 八〇         | 五〇             | 五〇         | 三〇   | 一〇   | 高同             | 上同  | 中同  | 並級  | 高同  | 並級        | 八〇          | 一、〇〇                | 八〇          |
|              |                    |            |                |            |      |      | 別作リハ三割上ゲ<br>トス |     |     |     |     |           |             |                     |             |

|      |                  |      |         |      |          |        |      |            |              |      |      |      |      |          |           |        |
|------|------------------|------|---------|------|----------|--------|------|------------|--------------|------|------|------|------|----------|-----------|--------|
| 247  | 246              | 245  | 244     | 243  | 242      | 241    | 240  | 239        | 238          | 237  | 236  | 235  | 234  | 233      | 232       | 231    |
| 硝子入替 | 特殊高級文字板鍍金書替一〇、〇〇 | 塗替料  | 十時一十四吋迄 | 塗支八吋 | 厚紙製八吋一十吋 | 四吋以下塗支 | 同    | 掛置時計紙支十吋マテ | 國產<br>夜<br>光 | 同    | 同    | 同    | 同    | 文字板取替    | 腕、提金文字板並級 | 段付ネジ別作 |
|      | 七、〇〇             | 七、〇〇 | 二、五〇    | 一、五〇 | 一、〇〇     | 一、〇〇   | 一、〇〇 | 五〇         | 二、五〇         | 四、〇〇 | 七、〇〇 | 四、五〇 | 三、〇〇 | 二、〇〇     | 一、五〇      | 一、五〇   |
|      |                  |      | 十時ハ同    |      | 三時ハ五十錢上リ |        |      | 舶來ハ一圓上リ    | 一圓上リ         | 二圓上リ | 一圓上リ | 同    | 同    | 石支ハ五十錢上リ |           |        |

00270

|      |      |                 |      |      |      |      |      |      |           |           |      |      |      |      |      |           |
|------|------|-----------------|------|------|------|------|------|------|-----------|-----------|------|------|------|------|------|-----------|
| 198  | 197  | 196             | 195  | 194  | 193  | 192  | 191  | 190  | 189       | 188       | 187  | 186  | 185  | 184  | 183  | 182       |
| 齒車取替 | 同    | 國產<br>ギチ車及ツミ車並級 | 同    | 同    | 同    | 同    | 舶來   | 同    | 國產<br>腕、提 | 綫<br>急針取替 | 同    | 同    | 同    | 同    | 舶來   | 國產<br>腕、提 |
| 高同   | 高同   | 一、一〇            | 一、一〇 | 一、一〇 | 一、一〇 | 一、一〇 | 一、一〇 | 一、一〇 | 一、一〇      | 並級        | 同    | 同    | 同    | 同    | 並級   | 一、五〇      |
| 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇            | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇      | 三、五〇      | 一、五〇 | 四、〇〇 | 三、〇〇 | 二、〇〇 | 一、五〇 | 一、五〇      |
| 一ケニ付 |      |                 |      |      |      |      |      |      |           |           |      |      |      |      |      |           |

|      |      |       |      |           |            |           |  |      |      |      |      |      |      |              |      |      |
|------|------|-------|------|-----------|------------|-----------|--|------|------|------|------|------|------|--------------|------|------|
| 214  | 213  | 212   | 211  | 210       | 209        | 208       | 207  | 206  | 205  | 204  | 203  | 202  | 201  | 200          | 199  |      |
| 同    | 同    | 二重ハツキ | 同    | 舶來<br>小爪勿 | 同<br>カンヌキ勿 | 國產<br>小爪勿 | 修理ハ半額。一、二、五、番車ハ五割上リ。二枚車、傳へ車、鐵<br>小車ハギチ車ト同額(一ケニ付) | 同    | 同    | 同    | 同    | 舶來   | 同    | 國產<br>三、四番車各 | 同    | 同    |
| 二、五〇 | 三、〇〇 | 二、〇〇  | 一、五〇 | 七〇        | 五〇         | 三〇        | 七、五〇   | 四、〇〇 | 三、〇〇 | 二、五〇 | 二、〇〇 | 三、〇〇 | 二、〇〇 | 三、〇〇         | 二、五〇 | 二、五〇 |
| 同    | 同    | 同     | 同    | 同         | 同          | 同         | 同  | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同            | 同    | 同    |
|      |      |       |      |           |            |           | 一圓上リ   |      |      |      |      |      |      |              |      |      |

00272

|        |        |           |           |        |          |          |            |        |           |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|-----------|-----------|--------|----------|----------|------------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 265    | 264    | 263       | 262       | 261    | 260      | 259      | 258        | 257    | 256       | 255    | 254    | 253    | 252    | 251    | 250    | 249    | 248    |
| 腕及提    | 腕 二重   | 提山薄山十八型ヨリ | 厚山薄山十八型ヨリ | 二十型迄   | 二十一型以上別作 | 變形角又ハ長方形 | 同 角又ハ長方形以外 | 五型以下   | 掛置時計用 六吋迄 | 同 八吋   | 同 十吋   | 同 十二吋  | 同 十四吋  | 同 十六吋  | 同 十八吋  | 同 二十四吋 | 硝子淵取替  |
| 一〇     | 一五     | 二〇        | 二〇        | 二〇     | 八〇       | 五〇       | 四〇         | 三〇     | 四〇        | 五〇     | 六〇     | 八〇     | 一、二〇   | 一、二〇   | 一、五〇   | 一、〇〇   | 一、〇〇   |
| 同      | 同      | 同         | 同         | 同      | 同        | 同        | 同          | 同      | 同         | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      | 同      |
| 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ    | 一ケ所ニ付キ    | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ   | 一ケ所ニ付キ   | 一ケ所ニ付キ     | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ    | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ | 一ケ所ニ付キ |

|        |       |       |      |      |         |      |        |        |       |     |     |     |     |      |      |      |      |
|--------|-------|-------|------|------|---------|------|--------|--------|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 283    | 282   | 281   | 280  | 279  | 278     | 277  | 276    | 275    | 274   | 273 | 272 | 271 | 270 | 269  | 268  | 267  | 266  |
| 穴埋     | 入レ 齒  | 腕、提並級 | 硝子淵磨 | エト淵磨 | 齒車喰合セ直シ | 振石直シ | マグネット板 | ヒゲ全舞洗ヒ | 筒カナ直シ | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同    | 同    | 同    |
| 八〇     | 七〇    | 八〇    | 三〇   | 二〇   | 三五      | 八〇   | 一、五〇   | 三五     | 七〇    | 五〇  | 六〇  | 四〇  | 三〇  | 二、五〇 | 二、一〇 | 一、九〇 | 一、四〇 |
| 同      | 同     | 同     | 同    | 同    | 同       | 同    | 同      | 同      | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同    | 同    | 同    |
| 一ケ所ニ付キ | 一本ニ付キ | 同     | 同    | 同    | 同       | 同    | 同      | 同      | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同    | 同    | 同    |

00273

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 302  | 301  | 300  | 299  | 298  | 297  | 296  | 295  | 294  | 293  | 292  | 291  | 290  | 289  | 288  | 287  | 286  | 285  | 284  |
| 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    |
| 高    | 上    | 中    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    |
| 四、五〇 | 二、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 | 一、五〇 |
| 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    |
| 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    | 同    |

|        |       |       |      |      |         |      |        |        |       |     |     |     |     |      |      |      |      |     |
|--------|-------|-------|------|------|---------|------|--------|--------|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|
| 321    | 320   | 319   | 318  | 317  | 316     | 315  | 314    | 313    | 312   | 311 | 310 | 309 | 308 | 307  | 306  | 305  | 304  | 303 |
| 穴埋     | 入レ 齒  | 腕、提並級 | 硝子淵磨 | エト淵磨 | 齒車喰合セ直シ | 振石直シ | マグネット板 | ヒゲ全舞洗ヒ | 筒カナ直シ | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同    | 同    | 同    | 同   |
| 八〇     | 七〇    | 八〇    | 三〇   | 二〇   | 三五      | 八〇   | 一、五〇   | 三五     | 七〇    | 五〇  | 六〇  | 四〇  | 三〇  | 二、五〇 | 二、一〇 | 一、九〇 | 一、四〇 |     |
| 同      | 同     | 同     | 同    | 同    | 同       | 同    | 同      | 同      | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同    | 同    | 同    | 同   |
| 一ケ所ニ付キ | 一本ニ付キ | 同     | 同    | 同    | 同       | 同    | 同      | 同      | 同     | 同   | 同   | 同   | 同   | 同    | 同    | 同    | 同    | 同   |

|     |            |        |          |
|-----|------------|--------|----------|
| 339 | 同          | 高同     | 一、五〇     |
| 338 | 四ツ割バネ取替並同  | 一、〇〇   |          |
| 337 | 同          | 中同     | 一、二〇     |
| 336 | 同          | 上同     | 一、三〇     |
|     | 同          | 高同     | 二、〇〇     |
|     | 目覺付提時計掃除油引 | 二、五〇   |          |
|     | カレンダー付腕、提同 | 二、〇〇   |          |
|     | 夜警時計       | 同      | 二、五〇     |
|     | 銀廻シ取替      | 並級     | 一〇       |
|     | 同          | 中同     | 二〇       |
|     | 同          | 上同     | 三〇       |
|     | 目覺ノ足       | 同      | 二〇       |
|     | 同          | クローム鍍金 | 三五       |
|     | 同          | 鈴      | 八〇       |
|     | 掛置二、三、四、五  | 一、五〇   | 一ケニ付カナ眞付 |
|     | 番車取替       | 五〇     | ハレ一圓上リ   |
|     | 文字板足付腕並級   | 七〇     | 入レボツハ    |
|     | 同          | 中同     | 五十錢上リ    |
|     | 同          | 上同     |          |
|     | 同          | 上同     |          |

|     |             |      |      |
|-----|-------------|------|------|
| 340 | 同           | 高同   | 一、五〇 |
| 341 | 取手銃 (クローム)  | 三五   |      |
| 342 | 同 (ステンレス)   | 七〇   |      |
| 343 | 塩水類浸潤錆取腕提並級 | 三、〇〇 |      |
| 344 | 同           | 四、〇〇 |      |
| 345 | 同           | 五、〇〇 |      |
| 346 | 同           | 六、〇〇 |      |

附記  
分解掃除ハ腕時計ニ在リテハ三ヶ月提、掛、置時計ニ在リテハ六ヶ月ノ保證付トス  
舶來品ノ區別ハ左ノ通トス  
並級スイス。テモ。スマイル。パロン。パビツク。エキサー  
下級ノモノ  
中級ロビン。ネスター。ラツキー。クセント。ロイス。ホート  
ン。モリス。ルカス。ハフェイス。マーベル級ノモノ  
上級タバン十五石並ウオルサム(七石、十五石)エルヂン(七石、十五石)ミドビユーレン。ドクサ級ノモノ  
高級チソツト。オメガ。ロンヂン十五石。ゼニツト。ハワード  
モバード十五石。ウオルサム(十七石、十九石)

エルヂン(十七石、十九石)級ノモノ  
特殊高級ノルヂン。インターナショナル。ペンソン。コロノメ  
一ター。ウオルサム二十三石級ノモノ

鳥取縣告示第百二十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル乾燥肥料ノ販賣  
價格左ノ通指定シ昭和十六年五月鳥取縣告示第四百四十五號ハ之  
ヲ廢止ス

昭和十七年四月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 品 目 規 格 單 位 販賣業者最  
高販賣價格
- 乾燥肥料 乾燥歩止ノ正味十貫 二圓 隱蔽國産
  - 乾燥肥料 二〇%以上ノモノ(三七・五疋) 二、四五
  - 一 本表價格ハ境港陸揚ゲ販賣業者販賣價格トス
  - 二 前項ト受渡場所ヲ異ニスル場合ハ別ニ運賃實費ヲ加算スルコ  
トヲ得
  - 三 本表價格ハ農林大臣ニ於テ指定ナシタル場合ハ之ヲ適用セズ

鳥取縣告示第百二十一號

昭和十七年四月十六日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度鳥取  
縣歳入歳出追加更正豫算同年度特別會計米子商會學校實習費歳入

歳出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十七年四月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十七年度鳥取縣歳入歳出追加更正豫算 △印減高

|        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 第八款    | 國庫下渡金   | 一、七四三圓 |
| 第一項    | 警察費下渡金  | 一、七四三圓 |
| 歳入經常部計 |         | 一、七四三圓 |
| 臨時部    |         |        |
| 第一款    | 繰越金     | 二二、六一三 |
| 第一項    | 前年度繰越金  | 二二、六一三 |
| 第二款    | 國庫補助金   | 一一、六七四 |
| 第五項    | 勸業費補助金  | 一一、六七四 |
| 第四款    | 繰入金     | 五五〇    |
| 第一項    | 特別會計繰入金 | 五五〇    |
| 第八款    | 縣債      | 一一、五〇〇 |
| 第一項    | 縣債      | 一一、五〇〇 |
| 歳入臨時部計 |         | 四八、三三七 |
| 歳入合計   |         | 五〇、〇八〇 |

00276

|    |     |             |        |                   |        |
|----|-----|-------------|--------|-------------------|--------|
| 歲出 | 經常部 | 第一項 警察費     | 一、五一〇  | 第十九款 紀元二千六百年記念事業費 | 一、二四〇  |
|    |     | 第二項 俸給及諸給費  | 八八〇    | 第二十款 記念出版費        | 一、二四〇  |
|    |     | 第三項 廳費      | 三六〇    | 第二十一款 勸業費         | 一、五五七  |
|    |     | 第四項 機密費     | 二七〇    | 第二十二款 雜出          | 八、七六〇  |
|    |     | 第五款 警察廳舍修繕費 | 三、四七二  | 第二十三款 過年度返納金      | 八、七六〇  |
|    |     | 第六款 修繕費     | 三、四七二  | 歲出臨時部計            | 三三、六一八 |
|    |     | 第七款 勸業費     | 一一七    | 昭和十七年度特別會計米子商蠶學校費 | 五〇、〇八〇 |
|    |     | 第八款 農事試驗場費  | 一一七    | 第一項 歲入            |        |
|    |     | 第九款 選舉費     | 一、〇八三  | 第一項 補入            |        |
|    |     | 第十款 縣會議員選舉費 | 一、〇八三  | 第一項 一般會計補充金       | 一、〇〇〇  |
|    |     | 第十一款 財產費    | 一〇、二八〇 | 第二項 越金            | 一、〇〇〇  |
|    |     | 第十二款 維持費    | 一〇、二八〇 | 第一項 繰入金           | 一、五五〇  |
|    |     | 歲出經常部計      | 一六、四六二 | 第一項 繰入金           | 一、五五〇  |
|    |     | 臨時部         |        | 歲入合計              | 五五〇    |
|    |     | 第一項 教育費     | 一、〇六一  | 歲出合計              | 五五〇    |
|    |     | 第二項 特別會計補充費 | 一、〇〇〇  |                   |        |
|    |     | 第三項 大山訓練所費  | 五一一    |                   |        |
|    |     | 第四項 米子商蠶學校費 | 一、五五〇  |                   |        |

00277

鳥取縣告示第百二十二號

鳥取青米子各財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納並交付セリ  
昭和十七年四月二十四日

| 區分          | 香號  | 返納交付年月日      | 所屬廳名     | 職名      | 氏名   |
|-------------|-----|--------------|----------|---------|------|
| 縣稅檢査章       | 一三  | 昭和十七年四月十三日返納 | 鳥取財務出張所  | 元縣書記    | 平目太藏 |
| 縣稅滯納者財產差押證票 | 一三  | 同            | 同        | 元同      | 同人   |
| 縣稅檢査章       | 二二  | 同            | 返納       | 元同      | 井堀百藏 |
| 縣稅滯納者財產差押證票 | 二二  | 同            | 同        | 元同      | 同人   |
| 縣稅檢査章       | 二   | 昭和十七年四月九日返納  | 倉吉財務出張所  | 縣書記     | 山根正  |
| 縣稅滯納者財產差押證票 | 二   | 同            | 同        | 縣書記     | 山根正  |
| 縣稅檢査章       | 二   | 昭和十七年四月九日交付  | 鳥取財務出張所  | 縣書記     | 山根正  |
| 縣稅滯納者財產差押證票 | 二   | 同            | 同        | 縣書記     | 山根正  |
| 同           | 一〇七 | 昭和十七年四月十日返納  | 西伯郡高麗村役場 | 書記森田不二雄 |      |
| 同           | 三四  | 同            | 交付       | 同人      | 入江清章 |

鳥取縣告示第百二十三號

農道改良事業補助規程左ノ通定ム  
昭和十七年四月二十四日

鳥取縣知事 土肥米之

農道改良事業補助規程  
第一條 土地ノ農業上ノ利用ヲ增進スル目的ヲ以テ農道施設ノ改良ヲ行フモノニ對シ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス但シ他ヨリ補助金、獎勵金、寄附金等ヲ受ケルモノハ此ノ限ニアラズ  
第二條 補助金ハ實地檢査ノ上事業費支出額ノ十分ノ四以内ヲ交付ス  
第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ様式第一號ノ補助申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ前年度三月末日迄ニ提出スベシ但シ昭和十七年度ニ在リテハ昭和十七年五月三十一日迄トス  
一、事業計畫書(様式第二號)  
二、事業施行ニ關スル議決書寫  
三、法人ニ係ルモノハ當該事業ニ關スル收支豫算書  
四、事業施行ニ關シ許可又ハ認可ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ許可又ハ認可書寫  
數人共同シテ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ代表者ヲ定メ委任狀ヲ添付スベシ  
第四條 補助金ヲ交付スベキモノト認メタルトキハ條件ヲ定メ指



00278

令書ヲ交付ス

第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ第三條ノ添付書類ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ

第六條 工事ニ着手シ又ハ完了シタルトキハ遲滞ナク様式第三號ニ依リ之ヲ届出ツベシ

第七條 補助金ハ様式第四號ノ請求書ニ様式第五號ノ事業成績書及様式第六號ノ事業費收支決算書ヲ添付シテ四月十五日迄ニ知事ニ請求スベシ

第八條 知事ハ補助金ノ交付ヲ受クルモノニ對シ事業ニ關スル報告ヲ求メ又ハ必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ當該官吏、吏員ヲシテ隨時必要ナル検査ヲ爲サシムルコトアルベシ  
工事検査ノ爲必要アリト認メタルトキハ工事ヲ取毀サシムルコトアルベシ 此ノ場合ニ於テ其ノ部分ノ復舊費ハ事業者ニ於テ負擔スルモノトス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一、本規程ニ違反シタルトキ  
二、所期ノ目的ヲ達成スル見込ナシト認メタルトキ

三、補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

四、工事ノ成績不良ト認メタルトキ

第十條 本規程ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ總テ其ノ工事施行地ニ屬スル市町村役場及耕地課出張所ヲ經由スベシ

第十一條 本規程ニ依ル事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

農道改良事業補助申請書

別紙計費書ニ依リ標記事業施行致度候ニ付補助金御交付相成度農道改良事業補助規程ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

住所

鳥取縣知事 殿 氏 名 印

様式第二號

農道改良事業計畫書

一、工事施行場所

二、受益耕地地積

00277

三、現況

四、工事ノ計畫

五、工事ノ仕様

六、工事ノ開始及終了豫定時期

七、事業ニ要スル費用豫算並ニ明細書

八、現形豫定圖及位置見取圖

九、縱橫斷面圖及構造圖

一〇、所要勞力及資材數量

様式第三號

農道改良事業 着手 屆

昭和 年 月 日 指令受耕第 號ヲ以テ御承認相成

昭和 年 月 日 着手 完了

度候標記事業昭和 年 月 日 完了致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日 住所

鳥取縣知事 殿 氏 名 印

様式第四號

農道改良事業補助金請求書

一金

但農道改良事業費支出額金 圓ニ對スル補助金

昭和 年 月 日 指令受耕第 號ニ基ク補助金御交付相成度事業成績書及收支決算書添付此段及請求候也

昭和 年 月 日 住所

鳥取縣知事 殿 氏 名 印

様式第五號

事業成績書

| 施行場所 | 總數量 | 施行數量 | 摘要 |
|------|-----|------|----|
|      |     |      |    |
|      |     |      |    |
|      |     |      |    |

様式第六號

事業費決算書

| 費目 | 豫算額 | 収入額 | 摘要 |
|----|-----|-----|----|
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |

00280

支出

|     |     |     |    |    |  |
|-----|-----|-----|----|----|--|
| 賦課金 | 圓   |     |    |    |  |
| 出資金 |     |     |    |    |  |
| 何々  |     |     |    |    |  |
| 計   |     |     |    |    |  |
| 費目  | 預算額 | 支出額 | 残額 | 摘要 |  |
|     | 圓   | 圓   | 圓  |    |  |

備考 一、支出額ノ内譯ヲ摘要欄ヘ記載スルコト

二、法人ニ係ルモノ以外ニアリテハ「豫算額」欄、「残額」

欄ヘ記載ニ及バズ

彙報

敵機 用意はよいか!

今後尙空襲は必至

一段の準備と訓練が必要

(警務課)

本月十八日午後本縣に初の空襲警報が発せられたのであるが幸ひ縣下には敵機の空襲なく、此の間全縣民の極めて沈着冷靜平素の訓練に基き活動せられた點は洵に頗母しい限りであつて感謝に堪へないところである。

二十日午前六時警戒警報は解除せられ、防空機關はそれ〴〵防空實施下の態勢に移り夜間は準備管制を實施することとなつたのであるが、此の大東亞戰爭完遂までには尙ほ幾度もの空襲を受けることと思はねばならぬ。此處に於て全縣民は今後何時敵機が空襲しても直に適切な處置がなし得られるやう一段の準備と訓練を重ね〴〵敵機來れば來れ〴〵の意氣と鐵桶の構へを以て沈着冷靜防空の完壁一朝せられるやう切望に堪へない次第である。

尙ほ今回の防空下令に當つて注意を要すると思はれた數點を記して参考に資することとする。

一 現下の情勢では空襲は避けやうとしても避けられないものであるから爆弾、焼夷弾は自分等の手で必ず防ぐと云ふ堅い信念の下に平素の訓練を行ひ、必ず勝つと云ふ自信を以て實戰に當ることが必要である。

一 警戒警報の傳達は降班班長を経て一般に傳達せられるのであるが、今回は警戒警報發令後間もなく空襲警報の發令せられた關係もあるが、一般に傳達が遅く、空襲警報の發令までにまだ警戒警報の傳達を終らなかつた處もあつたやうであるから、警戒警報空襲警報何れも早く一般に知らせて敵機に對應する準備をせなければならぬ。

一 警戒警報が発令せられたならば水槽其の他の容器に満水し、空襲警報になつて水を入ると云ふ事のないやう注意して貰いたい。若し已むを得ず水を入れるときは水道の水でなく井戸水流水等自然水を入れ水道の水を使はないやうにし、又空襲警報になれば馬穴、盥等荷も水を入れ得られるものには全部水を入れて家屋内外適當の個所に配置することが必要である。

一 警戒警報が出れば何時空襲警報が発令せられるか判らないのであるから、特別の用事のない人以外は外出することなく自宅

00231

で人手を揃へて待機せられたい。今回の警報中通行者を見ると平素と變りなく警報中であるとの觀念の殆んど見受けられないやうな人もあつたやうである。又空襲警報中兒童が道路で遊んでゐたのが相當見受けられたが、是は防空活動の支障を來すばかりでなく危険であるから保護者は留意せられたい。

一 燈火管制は一般に良好であつたが、未だ警戒團、陸組班長等より注意を受けねば出來ない家があつたのは洵に遺憾なことである。之等は管制用具を整備して是が空襲を期せられたい。又殘留燈が不備の爲路面が眞暗で交通停安上支障を來す處があるから直に點檢整備し、更に燈火管制中路傍に自轉車を放置してゐる者が多かつたが之は交通上支障があるばかりでなく、盜難豫防の見地からも是非是正して頂きたい。

陸稻栽培に就て

―適地を利用して増産へ―

(農務課)

食糧増産の要いよゝ急なる時、陸稻栽培に適する畑地を有する地方に於ては努めてこれを栽培して、米穀増收の一助

00282

適地

たらしめることは農家の留意すべき重要な一つである。陸稻は保水力の強い壤土乃至粘土で耕土深く、有機質に富む畑を選定すべきであつて、砂土(弓濱部其他これに準ずる處)の地方では地下水位の高い處にその栽培を限定する必要がある。今地勢氣象等により平坦部中間部及び山間部の三つに區分して陸稻栽培に關係の深い地域を水稻地域別にその所屬地を記すと次の通りである。

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 栽培増加餘地多き地方 | 同局的地區                 |
| 平坦部        | 弓濱部                   |
| 中間部        | 氣高東部、大山地、大山地、奥日野地方    |
| 山間部        | 岩井山間部、岩井山間部、智頭地方、三朝地方 |

品種

山間部に於ては梗は農林五號、糯は農林糯一號、中間部は梗は農林五號を主とするが、日野郡には黒禾を主体とする。平坦部は梗は黒禾を主体とし一部に農林五號、糯では農林糯一號を主とし、一部は農林糯十七號を適種とする。

種籾

組合採種圃其他に於て純正にしてなるべく無病無旱魃種子を用ゐるやうにし、唐箕選及び塩水選(比重梗)

肥料

ホルマリン消毒ウスブルン消毒を行ふ。施肥は山間部中間部では基肥を主体とし、追肥は少量にして六月上旬までに行ふ。平坦部では追肥を他の地域より重視し、六月中旬と七月下旬の二回に行ひ、生育状況によつて穂肥を施す。

播種

基肥利用の適正を期することは最も肝要であつて、山間部では腐熟堆厩肥三百貫を早春に鋤込み、中間部では二百貫乃至三百貫を鋤込むか、溝下に入れる。二毛作の處では前作に多く使用する又平坦部では堆厩肥二百貫とし、麥間作付の場合は前作麥に多く施用する。山間部中間部の黒ボク土壌には特に堆厩肥が必要であり、又過燐酸石灰も多用する必要がある。時期は山間部で四月下旬から五月上旬、中間部で六月中旬、平坦部では五月中旬から同下旬を適期とする

00283

管理

山間部中間部は六月中旬まで、平坦部は六月下旬まで晴天を避けて曇天又は雨天の風の少い日に、標準密度に調節する爲の間引又は補植を行ひ、除草は發生の状況によつて隨時行ひ、特に梅雨期前の除草を勵行する。中耕及び土寄せは第一回は六月中旬、第二回は七月中旬に行ふのであつて、土寄せは第一回は軽く第二回を幾分多くし、低温旱魃のため分蘗が少いやうなら軽く行ふ。

病蟲害

の防除については次の如くである。

葉稻熱病

發生時期に椰子油展着劑加用六八斗式過石灰ボルドー液又は銅製劑一號又は二號(一封一石液)を反當八斗乃至一石撒布する。

頸稻熱病

穗揃期に展着劑加用八斗式過石灰ボルドー液か銅製劑一號又は二號(一封を水一石乃至一石二斗に稀釋)を反當八斗一石位撒布する。

浮塵子

除蟲菊石鹼液(除蟲菊粉二〇〇匁、石鹼一〇〇一〇〇匁、水一石)又は除蟲菊乳劑(一・五三三〇〇匁、石鹼一〇〇一〇〇匁、水一石)を反當一石乃至一石五斗の割合に噴霧機で撒布する。

螟蟲

第一化期に採卵を行ひ、且つ被害莖の摘除をなし第二化期に於ては葉鞘變色莖を摘除する。

旱害

防除の上から耐旱性の品種を選び、栽培に當つては堆肥を充分確保し、低畦栽培として耕土の深い地を選び又は第二回土寄せ後野草反當一五〇貫位を敷草として畦間に敷く。なほ灌水の可能な處では極力灌水を行ふ。

輪作

を適正に行ふことが一般に良好である。輪作作物は甘藷、里芋、蔬菜、穀類を可とし、禾本科植物は不適當である。

收穫

適期刈取が肝要であつて、早刈遅刈共よろしくない。穂頸が黄變する頃が適期であるから、この時直に刈取る。そして充分乾燥して拔落し、脱粒・選別・調製を行ふ。

移植栽培

なほ茶種跡作の場合又は發芽が特に不良な場合等の爲豫備苗代を行ふ爲には移植栽培が必要であるが、この際は苗代は陸前代として播種量は坪三合、移植は五葉の頃を中心とし、雨天又は曇天の日を選び灌水して行ふ。苗代日数は四十五日を越してはいけない。栽培密度は二尺畦として株間五寸、千鳥植にして一株二本乃至三本を植える。施肥量は直播の場合より約二割減でよい。又灌水の便がある處では出穂期二週間前から出穂後一週間位、一回反當一〇〇石を標準として灌水す

00284

# 滿蒙 青少年義勇軍 開拓 郷土中隊指導員募集

(社會課)

數多の滿洲開拓青少年義勇軍郷土中隊が涯しなき滿蒙の沃野で孜々として尊き汗の鉢を打込みつゝあり、之等青少年義勇軍をしてあくまで素志を達成せしめるには優秀なる指導者を送り出すことの急務なるは勿論であつて、政府に於ても此の點を重視し、本年も昨年に引續き明十八年三月に送り出すべき第四回郷土中隊指導員を募集することとなつた。

本指導員は明年三月に送出される第四回郷土中隊の教育の擔當者として訓育の任に當り、更に指導員の一部は訓練終了後之を率ひて開拓團に移行し、開拓團指導員として開拓地農村の建設に盡瘁し以て滿洲建國の聖業に挺身せんとするものである。

今回募集される指導員は中隊長、教學指導員、農事指導員、教練指導員、庶務指導員各二名宛であつて、希望者は次の要項に依り本報末日までに拓務大臣宛の願書を縣に提出すればよい。

### 一 應募資格

- (イ) 中等學校以上の卒業者又は之と同等以上の實力を有する者
- (ロ) 農民育成上に於ける全生活指導を擔當し得る者
- (ハ) 中隊長は特に幹部及び隊員統率の能力ある者
- (ニ) 教學指導員は青少年教育に、農事指導員は農事に、庶務指導員は庶務に、それら實際の経験を有し隊員指導の能力ある者
- (ホ) 教練指導員は陸軍兵科下士官(兵長を含む)以上にして成るべく青少年訓練に経験を有する者
- (ヘ) 各指導員共年齢二十五歳以上四十歳までの者
- (ト) 生涯を滿洲開拓の聖業に捧げる信念ある者
- (チ) 身体強壯實剛健にして意志鞏固なる者
- (リ) 妻帯者は當分別居生活をなし得る者

### 二 應募手續

教練指導員を除く一般應募者は願書、履歴書、戸籍抄本、身許證明書、醫師身体検査證、最近撮影の手札型寫眞、最終學校長の成績證明書各二通を當該郡市教育會長及び拓殖部長を經由縣に提出して地方長官の推薦を得。教練指導員應募者は同様書類を現任地所轄聯隊區司令部に提出し、尚一通は教育會長、拓殖

00295

部を經由縣に提出するのである。

### 三 養成

- (イ) 義勇軍指導員候補者として採用せられた者は内地及び現地を通じ概ね一ヶ年の訓練を實施される。
- (ロ) 訓練中は手當月額概ね四十圓乃至百圓を支給されるが、手當は従來の収入額、年齢、學歷其の他家族状態等に依つて定められる。
- (ハ) 訓練中の食費(一月二十圓程度)は自辦である。
- (ニ) 渡滿に際して旅費及び支度料として大休百七十圓より二百三十圓までを支給せられる。
- 四 訓練終了者の待遇

#### 1 身分

所定の訓練を終了した者は滿洲開拓青少年義勇隊訓練本部職員として採用義勇隊訓練所に配屬せられる。

#### 2 俸給

- (イ) 本俸 履歴により訓練本部に於て定められる。
- (ロ) 在勤手當 本俸の十割乃至十五割支給せられる。
- (ハ) 妻子手當 渡滿すると否とに拘らず同一戸籍内にある妻子に對し妻月額十圓、子供一人當五圓支給せられる。併し數へ年二十一歳以上の男子(修學中の者又は不具廢失者

### 一 應募資格

- (イ) 中等學校以上の卒業者又は之と同等以上の實力を有する者
- (ロ) 農民育成上に於ける全生活指導を擔當し得る者
- (ハ) 中隊長は特に幹部及び隊員統率の能力ある者
- (ニ) 教學指導員は青少年教育に、農事指導員は農事に、庶務指導員は庶務に、それら實際の経験を有し隊員指導の能力ある者
- (ホ) 教練指導員は陸軍兵科下士官(兵長を含む)以上にして成るべく青少年訓練に経験を有する者
- (ヘ) 各指導員共年齢二十五歳以上四十歳までの者
- (ト) 生涯を滿洲開拓の聖業に捧げる信念ある者
- (チ) 身体強壯實剛健にして意志鞏固なる者
- (リ) 妻帯者は當分別居生活をなし得る者

### 二 應募手續

教練指導員を除く一般應募者は願書、履歴書、戸籍抄本、身許證明書、醫師身体検査證、最近撮影の手札型寫眞、最終學校長の成績證明書各二通を當該郡市教育會長及び拓殖部長を經由縣に提出して地方長官の推薦を得。教練指導員應募者は同様書類を現任地所轄聯隊區司令部に提出し、尚一通は教育會長、拓殖

にし、自活能力のない者は此の限りでない) 或は他に勤務し又は収入ある業務に従事してゐる者には支給せられない

#### 3 宿舍其の他

宿舍は無料で貸與せられるが食費(月三十圓程度)は自辦である。

#### 4 將來

三ヶ年の訓練を終了した時は原則として之を引率して義勇隊開拓團指導員に移行し日滿兩國政府より開拓團指導員を囑託せられる。

尚ほ詳細に付ては各市町村役場、國民學校、青年學校、在郷軍人分會に付て照會せられたい。

### ◎文部省推薦青年圖書

- ◇乃 木 スタンレー・ウオッシュバン著  
目 黒 眞 澄 譯
- ◇滿洲の見學 長 與 善 郎 著
- 昭一六・二一・一〇 B六判 一四三頁
- 創元社發行 定價 一圓二十錢
- 昭一六・二一・一一 B六判 二七八頁
- 新潮社發行 定價 一圓三十錢



00284

### 滿蒙 青少年義勇軍 開拓 郷土中隊指導員募集

(社會課)

數多の滿洲開拓青少年義勇軍郷土中隊が涯しなき滿蒙の沃野で孜々として尊き汗の鉢を打込みつゝあり、之等青少年義勇軍をしてあくまで素志を達成せしめるには優秀なる指導者を送り出すことの急務なるは勿論であつて、政府に於ても此の點を重視し、本年も昨年に引續き明十八年三月に送り出すべき第四回郷土中隊指導員を募集することとなつた。

本指導員は明年三月に送出される第四回郷土中隊の教育の擔當者として訓育の任に當り、更に指導員の一部は訓練終了後之を率ひて開拓團に移行し、開拓團指導員として開拓地農村の建設に盡瘁し以て滿洲建國の聖業に挺身せんとするものである。

今回募集される指導員は中隊長、教學指導員、農事指導員、教練指導員、庶務指導員各二名宛であつて、希望者は次の要項に依り本報末日までに拓務大臣宛の願書を縣に提出すればよい。

#### 一 應募資格

- (イ) 中等學校以上の卒業者又は之と同等以上の實力を有する者
- (ロ) 農民育成上に於ける全生活指導を擔當し得る者
- (ハ) 中隊長は特に幹部及び隊員統率の能力ある者
- (ニ) 教學指導員は青少年教育に、農事指導員は農事に、庶務指導員は庶務に、それら實際の經驗を有し隊員指導の能力ある者
- (ホ) 教練指導員は陸軍兵科下士官(兵長を含む)以上にして成るべく青少年訓練に經驗を有する者
- (ヘ) 各指導員共年齢二十五歳以上四十歳までの者
- (ト) 生涯を滿洲開拓の聖業に捧げる信念ある者
- (チ) 身体強壯實剛健にして意志鞏固なる者
- (リ) 妻帯者は當分別居生活をなし得る者

#### 二 應募手續

教練指導員を除く一般應募者は願書、履歴書、戸籍抄本、身許證明書、醫師身体検査證、最近撮影の手札型寫眞、最終學校長の成績證明書各二通を當該郡市教育會長及び拓殖部長を經由縣に提出して地方長官の推薦を得。教練指導員應募者は同様書類を現任地所轄聯隊區司令部に提出し、尙一通は教育會長、拓殖

00285

部を經由縣に提出するのである。

#### 三 養成

- (イ) 義勇軍指導員候補者として採用せられた者は内地及び現地を通じ概ね一ヶ年の訓練を實施される。
- (ロ) 訓練中は手當月額概ね四十圓乃至百圓を支給されるが、手當は従來の収入額、年齢、學歷其の他家族状態等に依つて定められる。
- (ハ) 訓練中の食費(一月二十圓程度)は自辦である。
- (ニ) 渡滿に際して旅費及び支度料として大休百七十圓より二百三十圓までを支給せられる。
- 四 訓練終了者の待遇

#### 1 身分

所定の訓練を終了した者は滿洲開拓青少年義勇隊訓練本部職員として採用義勇隊訓練所に配屬せられる。

#### 2 俸給

- (イ) 本俸 履歴により訓練本部に於て定められる。
- (ロ) 在勤手當 本俸の十割乃至十五割支給せられる。
- (ハ) 妻子手當 渡滿すると否とに拘らず同一戸籍内にある妻子に對し妻月額十圓、子供一人當五圓支給せられる。併し數へ年二十一歳以上の男子(修學中の者又は不具廢失者

#### 3 宿舎其の他

し又は收入ある業務に従事してゐる者には支給せられない宿舎は無料で貸與せられるが食費(月三十圓程度)は自辦である。

#### 4 將來

三ヶ年の訓練を終了した時は原則として之を引率して義勇隊開拓團指導員に移行し日滿兩國政府より開拓團指導員を囑託せられる。尙ほ詳細に付ては各市町村役場、國民學校、青年學校、在郷軍人分會に付て照會せられたい。

#### ◎文部省推薦青年圖書

- ◆乃 木 スタンレー・ウオッシュバン著  
目 黒 眞 澄 譯
- ◆滿洲の見學 長 興 善 郎 著
- 昭一六・二一・一〇 創元社發行 定價 一圓二角
- 昭一六・二一・一一 B六判 二七八頁
- 新潮社發行 定價 一圓三十錢

◎ 行旅死亡人

奈良縣宇智郡五條町長扱

一 氏名、族籍、職業、生年月日、男女ノ別

自稱平民護謨靴修繕 藤田孝 (三十七年)男

一本籍、住所

自稱本籍住所共大阪市港區壽町

一 本人タルヲ認識シ得ベキ必要ナル事項及相

丈ケ五尺一寸五分位 顔長キ方其他普通ニシテ特徴ナシ止宿簿

ニ大阪市港區壽町藤田孝(當三十七年)ト記載シアル外大阪市

七三二號ノ鑑札附着ノ六寸自轉車一臺所持シ居ル點等ヨリ推

シテ自稱ハ確實ナルモノト思料ス

一 扶養義務者ノ本籍、住所、職業、氏名、被救護者トノ續柄

目下大阪市港區長ニ照會調査中ナリ

一 本籍地又ハ住所發途ノ原因、年月日

發途ノ年月日及原因等ハ不明ナルモ去年三月十日ヨリ當町大字

新町木實宿川合ハツ方ニ止宿シ護謨靴修繕ヲ業トシ居タルモノ

一 着衣、所持品又ハ遺留品

白メリヤス上下ニ黒ニ縦縞ノ絆大ヲ着シ所持品ハ現金三圓七十

一 錢古ビタル護謨ノ長靴一足同ジク地下足袋破損セル古自轉車

一 臺及護謨靴修繕道具其他僅少ナル雜品所持スルノミニテ特筆

スベキ所持品ナシ

一 救護又ハ取扱シタル年月日

同人ハ去年三月十日頃ヨリ常ニ身体ノ加減ガ勝レザル旨申シ居

ル處六日午前十時頃突然腹痛ヲ訴ヘタルヲ以テ直チニ醫師ヲ招

キ當ヲ爲スト同時ニ一名ノ看護人ヲ附シ救護ヲナシタリ

一 其他必要ナル事項

發病ト同時ニ小林醫師ヲ招キ注射並ニ投藥ヲ爲シ一名ノ看護人

ヲ附シ救護ニ努メタルガ七日午前一時頃死亡シタルヲ以テ本人

ノ自稱スル原構地ニ照會スルト共ニ規定時間ノ經過ヲ待テ五條

町共同墓地ニ假埋葬ヲ爲ス

右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

奈良縣生駒郡生駒町長扱

一本籍、住所、身分、職業、氏名、生年月日

不詳男 推定年齢二十六、七歳

一 一見結核患者風ニシテ身長五尺五、六寸位面長色白ク頭髮長

ク鼻高右脚膝關節ニ大手術及背部ニ灸跡アリ

一 着衣

白ワイシャツ黒色ズボン白キヤラコ夏シャツ二枚純毛鼠色腹巻

黒朱子足袋(十文字)茶色草製バンドヲ着シ表セル張茶色花縞

ノ地下障古下駄雨傘無名ノモノ一本攜帶セリ

右昭和十六年六月二十九日午後五時五十分大字菜畑ニ於テ縊死セ

ルヲ發見菜畑墓地ニ假埋葬ニ附ス

右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十七年四月二十四日印刷  
昭和十七年四月二十四日發行

鳥取縣 取市東町  
鳥取縣 鳥取市  
鳥取縣 高郡大正村大字古海  
鳥取縣 刑務支所